

様式 3.4.1 災害情報の鳥取県への報告

[様式1]

緊急要請報告

(集計日時: _____ 現在)

市町村名: _____

担当者名: _____

災害名: _____

緊急要請があるときは記入してください。

| 被害状況及び要請内容等 | | | | | |
|-------------|---------|-------|-------|---------|--------------------|
| 市町村名 | 1. 被害状況 | | | 2. 対応状況 | 3. 問題・課題・今後の対策・要請等 |
| | ①発生日時 | ②発生場所 | ③被害状況 | | |
| | | | | | |

※]必要に応じて、別紙により表示すること。また、県、防災関係機関等の応援を必要とする場合には、その旨を「3 問題・課題・今後の対策・要請等」の欄に記載すること。

[様式2]

一般被害報告

(集計日時: _____ 現在)

市町村名: _____

担当者名: _____

災害名: _____

| 市町村の体制 | | | |
|--------|----|----|------|
| 体制の名称 | 設置 | 解散 | 参考事項 |
| | | | |
| | | | |

その他の支援要請があるときの報告

| 被害状況及び要請内容等(※避難所関係以外) | | | | | |
|-----------------------|---------|-------|-------|---------|--------------------|
| 市町村名 | 1. 被害状況 | | | 2. 対応状況 | 3. 問題・課題・今後の対策・要請等 |
| | ①発生日時 | ②発生場所 | ③被害状況 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| 被害状況及び要請内容等(※避難所関係) | | | | | |
|---------------------|----|-------|------|------|-----------------|
| 市町村名 | 地名 | 避難所名等 | 避難人数 | 対応状況 | 問題・課題・今後の対策・要請等 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

※)必要に応じて、別紙により表示すること。また、県、防災関係機関等の支援を必要とする場合には、その旨を「今後の対策・支援要請等」の欄に記載すること。

〔別紙〕

一般被害報告様式の記入要領

鳥取県危機管理局危機対策・情報課

1 緊急要請があるときの被害状況及び要請内容等〔様式1〕

・被災者の救出・救助、行方不明者の捜索、防災ヘリコプター派遣及び孤立集落発生等に対する援助等の緊急要請が必要なときは、本表に記入してください。

2 一般被害報告〔様式2〕

・市町村の体制移行、また、その他の要請(様式1記載部分を除く。)があるとき(避難所関係含む)は、被害状況及び要請内容等を記入してください。

3 人的被害〔様式3〕

・「重傷」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みのもの(骨折等)
・「軽傷」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みのもの(打撲(重度なものは除く)等)

4 住家・非住家被害〔様式4〕

・「住家」とは、現実に居住のため使用している建物(社会通念上の住家であるかは問わない)
・「非住家」とは、住家以外の建築物(役場庁舎、公民館、倉庫、土蔵、車庫等)
・「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。住家全部が倒壊、流失、埋没したもの又は損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもの
・「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの
・「一部損壊」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破壊で、壁、柱、床、はり、屋根、階段のような建物の主要構造部(建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)第2条第5号)の補修を必要とする程度のもの(ガラスや瓦が数枚破損したり、雨どいが落下する程度のごく小さいものは除く)
・「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの

5 住民避難関係報告〔様式5〕

・避難準備情報や避難勧告・指示の発令状況及び住民の避難状況(自主避難を含む)を記入してください。

6 孤立集落関係報告〔様式6〕

・孤立集落が発生したときは、発生日時、原因、住民等の状況及び問題・課題・対応状況等を記入してください。

7 その他

・「2 人的被害」～「7 避難状況」について前回報告内容に変更があった場合は、左端の「変更欄」に「1」と記入する。
・セルにコメントで注意事項がある場合は、その内容を参考に記入する。
・その他、この記載要領にない事項は、次の計画等に基づき記載するものとする。
○県地域防災計画【共通編】第3部災害応急対策計画「第2章 被害情報収集計画」
○消防庁「災害報告取扱要領」
・本様式は、適宜変更することがある。

【報告先一覧】

| 報告先所属 | 電子メールアドレス | 防災行政無線ファクシミリ |
|-------------------------|--|--------------------|
| 鳥取市・岩美郡・八頭郡 東部振興課 | toubu_saigai@pref.tottori.jp | 5210-3658,5210-129 |
| 倉吉市・東伯郡 中部総合事務所 | chubu_saigai@pref.tottori.jp | 5230-3425,5230-129 |
| 米子市・境港市・西伯郡 西部総合事務所 | seibu_saigai@pref.tottori.jp | 5240-9692,5240-129 |
| 日野郡 西部総合事務所 日野振興センター | hino_saigai@pref.tottori.jp | 5250-2072,5250-129 |
| 危機対策・情報課 | kikitaikaku-jouhou@pref.tottori.jp saigaijouhou@pref.tottori.jp | 5200-8137,5200-129 |
| 技術企画課 | giutsukikaku@pref.tottori.jp | NTT 0857-26-8189 |

※1)危機対策・情報課へは上記二つのメールアドレスに送信してください。

【報告経路等】

①市町村からの被害報告の実施

| 区分 | 内容 |
|-------|---|
| 報告手段 | 電子メール、ファクシミリ |
| 報告の流れ | 各市町村 → 各所管総合事務所等 → 危機対策・情報課、技術企画課 ※2)技術企画課への報告は、被害のとりまとめではなく、応急対応の必要性の有無、優先順位の判断等、土木施設に関連した被害状況の早期把握のため。 ※3)ただし、随時報告のとき(特に休日など勤務時間外)は以下のとおり 各市町村 → 各所管総合事務所、危機対策・情報課 |

②県情報連絡員(リエゾン)の市町村派遣時

| 区分 | 内容 |
|-------|-----------------------------------|
| 報告手段 | 庁内LANノーツ上の災害情報データベース、電子メール、ファクシミリ |
| 報告の流れ | 派遣先市町村 → 各所管総合事務所等、危機対策・情報課 |

<参考>

■被害報告の依頼(防災行政無線一斉ファクシミリ)

危機対策・情報課 → 各総合事務所等、各市町村

様式 3.4.2 災害情報の鳥取県への報告（災害対策基本法第53条に基づく報告）

岩美町第 報

即 報
中間報
確定報

年 月 日 時 分現在

受信時刻 月 日 時 分

発信者

受信者

1 一般概況

(1) 災害の原因

(2) 災害発生の日時

月 日 時 分

(3) 災害発生場所又は地域

(4) 災害に対してとられた措置

ア 災害対策本部設置の状況

月 日 時 分設定

イ 岩美町のとった主な応急措置の状況

ウ 応援要請又は職員派遣の状況

エ 災害救助法の摘要の状況

オ 避難の勧告、指示の状況

(ア) 開始（廃止）日時

月 日 時 分

(イ) 地区数

(ロ) 世帯数

(ハ) 人員

(ニ) 避難場所

カ 消防機関の活動状況

(ア) 出動（撤収）日時

月 日 時 分

(イ) 出動人員（消防団員 人、計 人）

(ウ) 主な活動内容（使用した機材を含む。）

キ その他必要な事項

2 被害状況（総括）

（ 年 月 日現在）

| | | | | | | | | |
|------|------|-------|----|-------------|---------------|--------|-----|--|
| 人 | 死者 | | 人 | | その他 | 道路破壊 | か所 | |
| | 行方不明 | | 人 | | | 橋りょう破損 | か所 | |
| | 負傷 | 重傷 | 人 | | | 堤防決壊 | か所 | |
| | | 軽傷 | 人 | | | がけくずれ | か所 | |
| 住家 | 全壊 | | 棟 | | | なだれ | か所 | |
| | | | 世帯 | | | 鉄道不通 | か所 | |
| | | | 人 | | | 被害船舶 | 隻 | |
| | 半壊 | | 棟 | | | 電話 | 回線 | |
| | | | 世帯 | | | 電気 | 戸 | |
| | | | 人 | | | 水道 | 戸 | |
| | 一部破損 | | 棟 | | | ガス | 戸 | |
| | | | 世帯 | | | ブロック塀 | か所 | |
| | | | 人 | | 火災発生 | 建物 | 件 | |
| | 床上浸水 | | 棟 | | | 危険物 | 件 | |
| | | | 世帯 | | | その他 | 件 | |
| | | | 人 | | 津波の有無 | | | |
| 床下浸水 | | 棟 | | り災者 | り災世帯数 | 世帯 | | |
| | | 世帯 | | | り災者数 | 人 | | |
| | | 人 | | 災害対策本部の設置状況 | | 県 | | |
| 非住家 | 公共建物 | | 棟 | | の設置状況 | | 市町村 | |
| | その他 | | 棟 | | 災害救助法の適用の有無 | | | |
| 耕地 | 田 | 流失・埋没 | ha | | 消防団員の 出動状況 | 職員 | | |
| | | 冠水 | ha | | | 団員 | | |
| | 畑 | 流失・埋没 | ha | | 自衛隊の出動状況 | 隊員 | | |
| | | 冠水 | ha | | | 器財 | | |

（注）この報告は、市町村管理のものだけでなく当該市町村地域内の災害すべてを記入すること。

3 被害状況 (部門別)

(年 月 日現在)

| 項 目 | | 単 位 | 数 量 | 金 額 | 被 害 内 容 | 備 考 | |
|-----------|---------|------------|------|-----|---------|-----|--|
| 建物関係 (一般) | 住 | 全焼 (焼・流) | 棟 | | 千円 | | |
| | | 半焼 (焼・流) | 棟 | | | | |
| | | 一部破損 (焼・流) | 棟 | | | | |
| | 家 | 床上浸水 | 棟 | | | | |
| | | 床下浸水 | 棟 | | | | |
| | | 小 計 | 棟 | | | | |
| | 非住家 | 全壊 (焼・流) | 棟 | | | | |
| | | 半壊 (焼・流) | 棟 | | | | |
| | | 小 計 | 棟 | | | | |
| | 合 計 | 棟 | | | | | |
| | 農 業 関 係 | 農 業 関 係 | 農 地 | ha | | | |
| 農 道 | | | か所 | | | | |
| 農業用水路 | | | か所 | | | | |
| 農業用施設 | | | か所 | | | | |
| 農 作 物 | | | ha | | | | |
| 家 畜 等 | | | 頭 | | | | |
| 貯蔵品・加工品等 | | | か所 | | | | |
| 共同利用施設等 | | | か所 | | | | |
| 小 計 | | | | | | | |
| 林 業 関 係 | | 林 道 | か所 | | | | |
| | | 林 地 | ha | | | | |
| | | 林業施設 | か所 | | | | |
| | | 林産物 | 本(t) | | | | |
| | | 小 計 | | | | | |
| 水 産 関 係 | | 水 産 関 係 | 漁 港 | か所 | | | |
| | | | 漁 船 | 隻 | | | |
| | | | 漁 具 | 個 | | | |
| | | | 水産施設 | か所 | | | |
| | | | 水産物 | t | | | |
| | 小 計 | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | |

| | 項 目 | 単 位 | 数 量 | 金 額 | 被 害 内 容 | 備 考 |
|----------|----------|-----|-----|-----|---------|-----|
| 土木 関係 | 河 川 | か所 | | 千円 | | |
| | 海 岸 | か所 | | | | |
| | 砂 防 | か所 | | | | |
| | 道 路 | か所 | | | | |
| | 橋 り よ う | か所 | | | | |
| | 港 湾 | か所 | | | | |
| | 都 市 施 設 | か所 | | | | |
| | 半壊（焼・流） | か所 | | | | |
| | 合 計 | | | | | |
| 厚生 関係 | 社会福祉施設 | か所 | | | | |
| | 児童福祉施設 | か所 | | | | |
| | 衛生施設 | か所 | | | | |
| | 水道施設 | か所 | | | | |
| | 合 計 | | | | | |
| 商工 関係 | 工業被害 | か所 | | | | |
| | 鉱業被害 | か所 | | | | |
| | 商業被害 | か所 | | | | |
| | その他の被害 | か所 | | | | |
| | 合 計 | | | | | |
| 文教 関係 | 小・中・高等学校 | か所 | | | | |
| | 幼稚園・保育所 | か所 | | | | |
| | その他の施設 | か所 | | | | |
| | 合 計 | | | | | |
| 総 合 計 | | | | | | |

- (注) 1 この報告には、国、県工事に係る被害は含まない。
2 建物関係については、公営住宅分を（ ）で内書とする。
3 建物関係以外のものについては、市町村単独工事分を（ ）で内書とする。

(注) 被害程度の認定基準 (その1)

| 区 分 | | 基 準 |
|-----------|---------------|--|
| 人 | 死 者 | 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。 |
| | 行 方 不 明 者 | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。 |
| | 軽 傷 者 | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治癒できる見込みのものとする。 |
| 住 家 被 害 | 住 家 | 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 |
| | 全 壊 | 住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したも又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。 |
| | 半 壊 | 住家の破損が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。 |
| | 一 部 破 損 | 全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。 |
| | 床 上 浸 水 | 住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹林のたい積により一時的に居住することができないものとする。 |
| | 床 下 浸 水 | 床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。 |
| 非 住 家 被 害 | 非 住 家 | 住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 |
| | 公 共 建 物 | 例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 |
| | そ の 他 | 公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 |
| | 非 住 家 被 害 | 全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。 |
| そ の 他 | 田の流失・埋没 | 田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、工作が不能になったものとする。 |
| | 田 の 冠 水 | 稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。 |
| | 他の流失・埋没及び畑の冠水 | 田の例に準じて取り扱うものとする。 |

被害程度の認定基準（その2）

| 区 分 | | 基 準 |
|-------------|--|--|
| そ の 他 | 文 教 施 設 | 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。 |
| | 道 路 | 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。 |
| | 橋 り よ う | 道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 |
| | 河 川 | 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 |
| | 港 湾 | 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。 |
| | 砂 防 | 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条第 5 項に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。 |
| | 清 掃 施 設 | ごみ処理及びし尿処理施設とする。 |
| | 鉄 道 不 通 | 汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。 |
| | 被 害 船 舶 | ろ、かいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。 |
| | 電 話 | 災害により電話不能となった電話の回線数とする。 |
| | 電 気 | 災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 |
| | 水 道 | 上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 |
| | ガ ス | 一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 |
| ブ ロ ッ ク 塀 | 倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 | |
| 空 港 | 空港整備法（昭和 31 年法律第 80 号）第 5 条に規定する施設とする。 | |

被害程度の認定基準（その3）

| 区 分 | | 基 準 |
|-----------------------|--|--|
| そ の 他 | り 災 世 帯 | 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受けた通常の生活を維持出来なくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い又同一屋根の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 |
| | り 災 者 | り災世帯の構成員とする。 |
| 被 害 金 額 等 | 公立文教施設 | 公立の文教施設とする。 |
| | 農林水産業施設 | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港用施設及び共同利用施設とする。 |
| | 公共土木施設 | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁業とする。 |
| | そ の 他 の 公 共 施 設 | 公立文教施設、農林水産施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の高揚又は公共の用に供する施設とする。 |
| | 上記 4 施設の区分上の注意 | 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込み額）はカッコ外書きするものとする。 |
| | 公共施設被害 市 町 村 | 公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。 |
| | 農 業 被 害 | 農林水産施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。 |
| | 林 産 被 害 | 農林水産施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 |
| | 畜 産 被 害 | 農林水産施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 |
| | 水 産 被 害 | 農林水産施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。 |
| | 商 工 被 害 | 建物以外の商工被害で、例えば鉱業原材料、商品、生産機械器具等とする。 |
| そ の 他 | 備考欄に災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。 | |

様式 3.11.1 避難所収容台帳

避難所

| 責任者 認 印 | 年 月 日 | 収容人員 | 物品使用状況 | | 記 事 | 備 考 |
|------------|-------|------|--------|-----|-----|-----|
| | | | 品 名 | 数 量 | | |
| | | | | | | |

様式 3.11.2 避難所設置及び収容状況

岩美町

| 避難所の名称 | 種別 | 開設期間 | 実人員 | 延人員 | 物品使用状況 | | 実支出 額 | 備考 |
|--------|----|------|-----|-----|--------|-----|----------|----|
| | | | | | 品 名 | 数 量 | | |
| | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | |

- 注) 1 「種別」の欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

様式 3. 12. 1 応急用米穀割当申請書

| 被害概要 | | 災害の種類 | | 被害戸数程度 | | | | 罹災者人員 | | 備考 |
|-----------|-----|-----------|----|-----------|----|-----------|----|--------------|-----------|----|
| 給食 年月日 | 対象別 | 罹災者用 | | 救助作業者用 | | 計 | | 小売甲別 割当数量 | | |
| | | 給食 延人員 | 数量 | 給食 延人員 | 数量 | 給食 延人員 | 数量 | 小売 甲代表 | 小売 甲代表 | |
| 年 月 日 | | 人 | kg | 人 | kg | 人 | kg | kg | kg | |
| 年 月 日 | | | | | | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | | | | | | |

上記のとおり割当されるよう申請します。

年 月 日

鳥取県知事

様

岩美町長

㊞

様式 3. 12. 2 災害用米穀引渡申請書

| 被害の概要 | 被害の 種類 | | 被害戸数 程度 | | 罹災者人員 | | その他 | |
|-------|-----------|----|------------|----|-----------|----|-------------------|------------------------|
| | 罹災者用 | | 救助作業者用 | | 計 | | 出庫希望 倉庫名 棟番 | 摘要 |
| | 給食 延人員 | 数量 | 給食 延人員 | 数量 | 給食 延人員 | 数量 | | |
| | 人 | kg | 人 | kg | 人 | kg | | 数量算出基準 等を記入する こと |
| 計 | | | | | | | | |

様式 3. 12. 3 災害用米穀受領書

年 月 日

倉庫責任者 様

岩美町長

㊞

災害救助法に基づく

用として下記のとおり現品の引渡を受けました。

記

| 種類 | 産年 | 類別 | 包装 | 量目 | 1等 | 2等 | 3等 | 計 | 倉庫名 | 棟番 | 備考 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|---|-----|----|-----|
| | | | | | | | | | | | 立会者 |
| 計 | | | | | | | | | | | |

様式 3. 12. 4 炊き出し給与状況

岩美町

| 炊き出し場の名称 | 月 日 | | | 月 日 | | | 5日間小計 | | | 合計 | 実費支出 | 備考 |
|----------|-----|---|---|-----|---|---|-------|---|---|----|------|----|
| | 朝 | 昼 | 夕 | 朝 | 昼 | 夕 | 朝 | 昼 | 夕 | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | |

- 注) 1 「備考」欄には給食内容を記入すること。
 2 炊き出しが6日以上にわたるときは、「合計」欄の前に「6日以降小計」欄を設けること。

様式 3. 12. 5 救助の種目別物資受払状況

岩美町

| 救助の種目別 | 年月日 | 品名 | 単位呼称 | 摘要 | 受 | 払 | 残 | 備考 |
|--------|-----|----|------|----|---|---|---|----|
| | | | | | | | | |

- 注) 1 「摘要」欄には購入又は受入れ先及び払出し先を記入すること。
 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。
 3 各救助の種目別最終行欄に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、県よりの受入分及び町調達分がある場合にはそれぞれの別に受、払、残の計及び金額を明らかにしておくこと。

様式 3. 12. 6 物資の給与状況

岩美町

| 住家被害 程度区分 | 世帯主 氏 名 | 基礎となった 世帯構成人員 | 給与月日 | 物資給与の品名 | | | | | | 実支出額 | 備 考 |
|--------------|------------|------------------|------|---------|--------|-------------|--|--|--|------|-----|
| | | | | 布 団 | 毛 布 | 作 業 衣 | | | | | |
| | | 人 | 月 日 | | | | | | | 円 | |
| 計 | 全壊 | 世帯 | | | | | | | | | |
| | 半壊 | 世帯 | | | | | | | | | |

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

平成 年 月 日

給与責任者

氏 名

㊞

- 注) 1 「住家の被害程度区分」欄に全壊（焼）流失又は半壊（焼）床下浸水等の別を記入すること。
 2 「給与月日」欄に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄に数量を記入すること。

様式 3. 12. 7 飲料水の供給簿

岩美町

| 供給 月日 | 対象 人員 | 名称 | 給 水 用 機 械 器 具 | | | | | | 実支出額 | 備考 |
|----------|----------|----|---------------|--------------|----|----------|-----|------------|------|----|
| | | | 借 上 | | | 修 繕 | | | | |
| | | | 数量 | 所有者 住所・氏名 | 金額 | 修繕 月日 | 修繕費 | 修理の 概 要 | | |
| 月日 | 人 | | | | 円 | 月日 | 円 | | 円 | |
| | | | | | | | | | | |

- 注) 1 給水用機械器具は、借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。
 2 「故障の概要」欄には、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。

様式 3. 12. 8 医療隊活動状況

医療隊名： _____ 隊長：医師 氏名 _____ ㊟

岩美町

| 月日 | 患者数 | 措置の概要 | 死体検案数 | 修繕費 | 備考 |
|----|-----|-------|-------|-----|----|
| | 人 | | 体 | 円 | |
| 計 | 人 | | 体 | 円 | |

様式 3. 12. 9 病院診療所医療実施状況

岩美町

| 診療機関名 | 患者住所 | 患者氏名 | 診療期間 | 傷病名 | 診療区分 | | 診療報酬点数 | | 金額 | 備考 |
|----------|------|------|-------|-----|------|------|--------|----|----|----|
| | | | | | 入院日数 | 通院日数 | 入院 | 通院 | | |
| | | | 月日～月日 | | 日 | 日 | 点 | 点 | 円 | |
| 小計 合計 | 機関 | 人 | | | 日 | 日 | 点 | 点 | 円 | |

様式 3. 12. 10 助産台帳

岩美町

| 分べん者住所・氏名 | 分べん日時 | 助産機関名 | 分べん期間 | 金額 | 備考 |
|-----------|-------|-------|-------|----|----|
| | | | 月日～月日 | 円 | |
| 小計 合計 | 人 | | | 円 | |

注) 1 「分べん期間」欄には、「〇月〇日～〇月〇日」と記入すること。

2 「小計・合計」欄は、該当しないものを2重線で消すこと。

様式 3. 12. 11 被災者救出状況記録簿

岩美町

| 年月日 | 救出 人員 | 救出用機械器具 | | | | | | | | 実支出額 | 備考 |
|-----|----------|---------|-----|--------------------|----|----------|-----|-----------|-----|------|----|
| | | 名称 | 借上費 | | | 修繕費 | | | 燃料費 | | |
| | | | 数量 | 所有者 (管理者) 氏名 | 金額 | 修繕 月日 | 修繕費 | 修繕の 概要 | | | |
| 月 日 | 人 | | | 円 | | | | 円 | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | |

- 注) 1 他市町村に及んだ場合には備考欄にその市町村名を記入すること。
 2 借上費については有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみその借上費を「金額」欄に記入すること。
 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

様式 3. 12. 12 遺体処理台帳

岩美町

| 処理 年月日 | 遺体発 見の日 時及び 場所 | 死亡者 氏名 | 遺 族 | | 洗浄等の処理 | | | 死体の 一時 保存料 | 検案料 | 実支 出額 | 備考 |
|-----------|-------------------------|-----------|-----|-------------|--------|----|----|------------------|-----|----------|----|
| | | | 氏名 | 死亡者との 関係 | 品名 | 数量 | 金額 | | | | |
| | | | | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | 人 | | | | | | | | | |

様式 3. 12. 13 埋葬台帳

岩美町

| 死 亡 年月日 | 埋 葬 年月日 | 死亡者 | | 埋葬を行った者 | | 火葬埋葬 場 所 納骨場所 | 埋 葬 費 | | | | 備考 |
|------------|------------|-----|----------|-------------|----|---------------------|-------|-------------|----|---|----|
| | | 氏名 | 性別 年齢 | 死亡者との 関係 | 氏名 | | 棺 | 埋葬又は 火葬料 | 骨箱 | 計 | |
| 月 日 | | | | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | 人 | | | | | | | | | |

- 注) 1 埋葬を行った者が町長であるときは遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市(区)町村長が、棺、骨箱を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。

3 埋葬を行った者に埋葬費を支給した時は、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

様式 3.12.14 障害物除去の状況

岩美町

| 住家被害 程度区分 | 氏 名 住 所 | 除去に要した期間 | 実支出額 | 除去に要すべき状態の概 要 | 備考 |
|--------------|------------|-----------|------|------------------|----|
| | | 月 日 ~ 月 日 | 円 | | |
| 計 | 半壊 (焼) | 世帯 | 円 | | |
| | 床上浸水 | 世帯 | 円 | | |

様式 3.12.17 緊急通行車両以外の
車両通行止標示



(備考)

- 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

様式 3.12.16

緊急通行車両確認証明書

| | |
|-------------------------------|-----|
| 年 月 日 | |
| 緊急通行車両確認証明書 | |
| 警察 署 長 印 | |
| 図示欄に表示されている番号 | |
| 車両の用途(緊急輸送を行う車両に於ては、輸送人員又は品名) | |
| 使用者 | 住所 |
| | 氏名 |
| 通行日時 | |
| 通行経路 | 出発地 |
| | 目的地 |
| 備考 | |

備考 本紙は、日本工業規格JIS S 5013による。

様式 3.12.15 緊急通行車両を証明する標章



(備考)

- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

様式 3.12.18 輸送記録簿

岩美町

| 輸送 月日 | 目的 | 輸送 区間 (距離) | 借上等 | | 修繕 | | | | | 燃料費 | 実支出額 | 備考 |
|----------|----|------------------|-------|----|-------|----------|----------|-----|-----------|-----|------|----|
| | | | 使用車両等 | | 故障車両等 | | 修繕 月日 | 修繕費 | 故障の 概要 | | | |
| | | | 種類 | 台数 | 金額 | 名称 番号 | | | | | | |
| 月 日 | | | | | 円 | | | | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | | | | | | | | |

- 注) 1 「目的」欄に主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
 2 県又は町の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は有償、無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因予備故障箇所を記入すること。

様式 3.12.19 応急仮設住宅台帳

岩美町

| 応急仮設 住宅番号 | 世帯主 氏名 | 家族 人員 | 所在地 | 構造 区分 | 面積 (㎡) | 敷地 区分 | 着工 月日 | 竣工 月日 | 入居 月日 | 実支出額 | 備考 |
|--------------|-----------|----------|-----|----------|-----------|----------|----------|----------|----------|------|----|
| | | | | | | | 月日 | 月日 | 月日 | 円 | |
| 小計 合計 | 世帯 | | | | | | | | | 円 | |

- 注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し、添付すること。
 2 「家族人員」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
 3 「所在地」欄は、木造住宅を建設したところの住所を記入すること。
 4 「構造区分」欄は、プレハブ住宅、パイプ式組立住宅の別を記入すること。
 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

様式 3. 12. 20 学用品の給与状況

岩美町

| 学校名 | 学年 | 児童 (生徒) 氏名 | 親権者 氏名 | 給与 月日 | 給与品の内容 | | | | | | 実支 出額 | 備考 |
|-----|-----|------------------|-----------|----------|--------|----|----|--------|-----|----|----------|----|
| | | | | | 教科書 | | | その他学用品 | | | | |
| | | | | | 国語 | 算数 | 〇〇 | 鉛筆 | ノート | 〇〇 | | |
| | | 人 | | 月日 | | | | | | | 円 | |
| 計 | 小学校 | | | | | | | | | | 円 | |
| | 中学校 | | | | | | | | | | 円 | |

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし

平成 年 月 日

給与責任者（学校長）

氏名

印

- 注) 1 給与月日はその児童（生徒）に対して最後に給与した月日を記入すること。
 2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

様式 3. 12. 21 労務供給依頼票

責任者 職氏名

| 労務供給の理由 | | | | 作業内容 | |
|---------|---|---|---|---------|--|
| | 男 | 女 | 計 | 就 労 期 間 | |
| 所要人員 | 人 | 人 | 人 | 就 労 時 間 | |
| | | | | 賃 金 | |
| 就労場所 | | | | | |

様式 3. 12. 22 臨時雇上労務者勤務状況表

岩美町

| 住所 | 氏名 | 年齢 | 単価 | 月 分 | | | | 基本賃金 | | 割増賃金 | | あ計 | 受領印 | 備考 |
|----|----|----|----|-----|---|---|--|------|--|------|--|----|-----|----|
| | | | | 日 | 日 | 日 | | | | | | | | |
| | | | | 日 | 日 | 日 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | |

上記のとおり勤務したことを証明する。

平成 年 月 日

岩美町 課長

印

- 注) 1 救助種目ごとに別冊又は別頁とすること。
 2 時間外勤務に従事させた場合は、その時間数を「日別」欄に記入しておくこと。
 3 適当な箇所に、勤務証明の奥書をしておくこと。

発 第 号
平成 年 月 日

鳥取県知事 様

○ ○ ○ ○ ㊟

部隊等の災害派遣要請申請書

災害を防除するため、部隊等の派遣要請等を、下記のとおり申請します。

記

1 災害状況及び派遣を要請する理由

災害状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにすること。）

派遣を要請する理由（現在まで取った地元の措置及び今後地元で取れる可能な措置を明らかにすること。）

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

派遣を希望する区域

現地連絡場所及び連絡者

活動内容（水防、消防、防疫、給水、救護物資の輸送、道路、水路等の啓開について具体的に記述すること。）

4 その他参考となるべき事項

発 第 号
平成 年 月 日

鳥取県知事 様

○ ○ ○ ○ ㊟

部隊等の撤収要請申請書

災害を防除するため、部隊等の災害派遣を受けましたが、下記のとおり撤収要請を申請します。

記

1 撤収要請の理由

2 撤収要請の希望日時

3 撤収要請をする部隊等

発 第 号
平成 年 月 日

鳥取県知事 様

○ ○ ○ ○ 印

部隊等に関する報告書

災害を防除するため部隊等の災害派遣を受けましたが、その概要を下記のとおり報告します。

記

- 1 派遣要請の申請日時
- 2 部隊等の到着日時
- 3 部隊等の人員及び装備の概要
- 4 部隊等を受け入れた区域
- 5 部隊等の撤収日時
- 6 部隊等の滞留期間
- 7 部隊等の活動内容
- 8 部隊等の活動による効果
- 9 その他特記事項